

4.2.8 地域における計画・戦略・目標等

調査区域では、環境に関する計画や総合的な計画を策定し、大気質・騒音等の生活環境の保全、生物多様性、ふれあいの確保、多面的機能の発揮等の自然環境の保全を推進することを掲げています。長野県、岡谷市、諏訪市、茅野市及び下諏訪町が策定したこれらの計画等は、以下に示すとおりです。

1) 長野県の計画・戦略・目標等

(1) 第四次長野県環境基本計画【2018年度～2022年度】(平成30年3月)

長野県環境基本計画は、「長野県環境基本条例」(平成8年3月25日長野県条例第13号、最終改正：平成11年12月20日長野県条例第45号)に基づき、環境保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために策定しています。「第四次長野県環境基本計画」では、「SDGsによる施策の推進」を基本方針に掲げ、環境保全の取組にとどまらず、環境を生かして経済・社会の課題解決を図る取組も積極的に推進していくこととしています。計画期間は、2018年度を初年度とし、2022年度を目標年度とする5年間を対象としました。

本計画は、SDGsの視点を踏まえ、県民・NPO、事業者、金融機関、行政機関等あらゆる主体のパートナーシップにより、本県の自然環境を次世代に引き継いでいくとともに、恵まれた環境を最大限に生かして、SDGsの特徴である経済・社会・環境の統合的向上を図り、持続可能な社会の実現を目指します。第四次長野県環境基本計画の施策の範囲は、下記に示すとおりです。

計画の施策の範囲(第四次長野県環境基本計画)

■ 施策の範囲

- ・ 持続可能な社会の構築に関すること。
- ・ 脱炭素社会の構築に関すること。
- ・ 生物多様性・自然環境の保全と利用に関すること。
- ・ 水環境の保全に関すること。
- ・ 大気環境等の保全に関すること。
- ・ 循環型社会の形成に関すること。

(2) しあわせ信州創造プラン 2.0～学びと自治の力で拓く新時代～（平成 30 年 3 月）

長野県では、現代社会の潮流を的確に捉え、夢や希望の実現に取り組むため、県政運営の基本となる総合計画を平成 30 年 3 月に策定し、県の将来像を県民と共に一緒に創りあげるための方向性や方策を明らかにしています。

本計画は、しあわせ信州創造プラン（平成 25 年度～平成 29 年度）の基本目標である「確かな暮らしが営まれる美しい信州」を継承し、将来像の実現に向けて、今後 5 年間の政策推進の基本方針を 5 つ定めています。さらに、政策推進の基本方針とめざす姿を実現するため、8 つの重点目標を設定し、具体的な数値を掲げています。

調査区域が位置する諏訪地域では、地域のめざす姿を「諏訪湖や八ヶ岳が育む「豊かな自然」と地域の強みを活かした「競争力のある産業」が共存する地域の実現」としています。

(3) 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（都市計画区域マスタープラン）
（平成 25 年 12 月）

長野県では、「都市計画法」（昭和 43 年 6 月 15 日法律第 100 号、最終改正：平成 30 年 4 月 25 日法律第 22 号）第 6 条の規定に基づく「都市計画に関する基礎調査」（平成 23 年度実施）の結果等を踏まえ、平成 25 年 12 月に関係市町それぞれの都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を変更しています。

本計画は、県土全体を見据えた都市づくりの目標と方向性を示す「長野県都市計画ビジョン」と県土全体を 10 の圏域に分けた「圏域マスタープラン」を踏まえ、県が広域的な観点から定めたもので、当該都市計画区域における都市計画の基本的な方向性を示すものとして、都市計画の目標、区域区分*の決定の有無及び区分する場合はその方針、主要な都市計画の決定の方針等を定めています。

なお、関係市町における都市計画区域については、今後、他の法令との適切な連携のもとで、区域区分以外の各種都市計画手法、建築基準法に基づく制度の活用等により、計画的な土地利用の実現を前提として、「区域区分は定めない」としています。

関係市町における都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の概要は、表 4.2.8.1 に示すとおりです。

表 4.2.8.1 関係市町における都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の概要

都市計画区域の名称		岡谷都市計画区域	諏訪都市計画区域	茅野都市計画区域	下諏訪都市計画区域
対象市町村		岡谷市	諏訪市	茅野市	下諏訪町
範囲		諏訪湖を除く 岡谷市全域	諏訪湖を除く 諏訪市全域	茅野市全域	諏訪湖を除く 下諏訪町全域
目標 年次	都市計画の 基本的な方向	平成 42 年	平成 42 年	平成 42 年	平成 42 年
	都市施設など の整備目標	平成 32 年 (中間：平成 27 年)	平成 32 年 (中間：平成 27 年)	平成 32 年 (中間：平成 27 年)	平成 32 年 (中間：平成 27 年)
将来都市像		人と自然が共生 する健康文化産 業都市	豊かな自然と文 化がやさしくい きづく快適生活 都市・諏訪	人も自然も元気 で豊か 躍動する 高原都市	恵まれた水と緑、 都市機能と産業の 集積を生かし、 ゆったり暮らす、 安全で快適な文化 都市

出典：「岡谷都市計画（岡谷市）都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」（平成 25 年 12 月 長野県）
「諏訪都市計画（諏訪市）都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」（平成 25 年 12 月 長野県）
「茅野都市計画（茅野市）都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」（平成 25 年 12 月 長野県）
「下諏訪都市計画（下諏訪町）都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」（平成 25 年 12 月 長野県）

*区域区分とは、無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図るため、都市計画区域を、優先的、計画的に市街化を図る「市街化区域」と市街化を抑制する「市街化調整区域」とに区分することで、一般に「線引き」といわれています。

(4) 生物多様性ながの県戦略（平成 24 年 2 月）

長野県では、「生物多様性基本法」（平成 20 年 6 月 6 日法律第 58 号）第 13 条に定める生物多様性地域戦略として平成 24 年 2 月に「生物多様性ながの県戦略」を定め、長野県の自然的社会的特性を活かした生物多様性の保全及びその持続可能な利用に関する基本的かつ総合的な計画を策定しています。

本計画は、長野県の生物多様性のあるべき姿（40 年後のビジョン）を「人と自然が共生する信州」と定め、その実現に向けた今後 10 年間の行動規範、施策、推進体制等の行動計画や直面している課題に対応するための重点施策等を示しています。

(5) 天竜川水系諏訪圏域河川整備計画（平成 26 年 4 月）

長野県では、「河川法」（昭和 39 年 7 月 10 日法律第 167 号、最終改正：平成 29 年 6 月 2 日法律第 45 号）第 16 条の 2 に基づき、同法に規定される河川整備基本方針に沿って計画的に河川の整備を実施すべき区間について、河川整備計画を策定しています。また、長野県における河川整備計画は、水系、地域性等を考慮し、県内を 16 圏域に分割しており、個々に河川整備計画を策定しています。調査区域は、岡谷市、茅野市、諏訪市、下諏訪町、富士見町、原村の 3 市 2 町 1 村で構成される、天竜川水系の「諏訪圏域」に位置しています。

本計画は、計画対象期間を、河川整備の実施に関する事項に記載されている河川整備が一連の効果を発現する期間として今後 20 年間とし、天竜川水系に属する一級河川を対象に、河川整備計画の目標を定めています。諏訪湖等、目標を実現させるための具体的方策として計画的な河川整備を施工する河川については、施工場所、整備内容等を具体的に記しているほか、河川の維持の目的、種類及び施工の場所や、河川情報の提供、地域や関係機関との連携等の図り方等が示されています。

2) 岡谷市の計画・戦略・目標等

(1) 第3次岡谷市環境基本計画（平成27年3月）

岡谷市では、「岡谷市環境基本条例」（平成10年12月22日岡谷市条例第32号、最終改正：平成28年3月15日岡谷市条例第17号）第7条に基づき、環境の保全に関する各種施策を総合的かつ計画的に推進するため、平成12年4月に「岡谷市環境基本計画」を策定しています。現計画である「第3次岡谷市環境基本計画」は、平成27年度から5年間の環境保全に関する施策の基本的方向を示すとともに、市民、事業者、行政が適切な役割分担の下、一体となって環境保全を推進するための指針として、平成27年3月に策定されました。

本計画は、計画の期間を平成27年度から平成31年度の5年間としており、対象とする環境施策の範囲を市民、事業者、行政等あらゆる主体の参加と協働による、地球環境の保全、自然環境の保全、生活環境の保全、循環型社会の構築、快適環境の形成のための諸施策と定めています。また、設定した6つの基本目標について、目標指標・数値を定めるとともに、その実現に向けて環境保全に関する施策の方向性と、市民、事業者が自主的な取組を行うための行動指針を示しています。

(2) 第5次岡谷市総合計画（前期基本計画2019-2023）（平成31年3月）

岡谷市では、平成31年3月に、岡谷市民憲章を基本理念として、将来都市像を「人結び 夢と希望を紡ぐ たくましいまち岡谷」として定めた「第5次岡谷市総合計画」を策定しています。将来都市像を実現するために、2019年度からの5カ年計画となる前期基本計画において、4つの前期重点プロジェクトを位置づけています。

本計画は、計画の期間を10年間とし、6つの基本目標と16の政策で構成されています。基本計画は、基本構想の実現を図るための基本的な施策を体系的に示すもので、計画期間を前期、後期各5カ年とする中期計画とし、地方創生にかかわる取組み（第2次岡谷市まち・ひと・しごと創生総合戦略）を包含する計画としています。また、実施計画は、基本計画で掲げる施策を実現するための事業を示すもので、3年間の事務事業を定める実行計画とし、毎年度見直しを行うとしています。

3) 諏訪市の計画・戦略・目標等

(1) 第二次諏訪市環境基本計画（平成 24 年 3 月）

諏訪市では、平成 14 年 3 月に「諏訪市環境基本計画」を策定し、望ましい環境像を「うつくしい湖 あふれる緑 小鳥うたうまち 文化の香り高く いきいきとやさしいまち」と定め、さまざまな環境施策を進めてきました。現計画である「第二次諏訪市環境基本計画」は、計画策定から 10 年が経過したことから、この 10 年の間に大きな問題として注目されるようになった「地球温暖化」、「災害への備え」及び「生物多様性」についての取り組みも新たに引き上げるなど、時代背景に即した計画として、平成 24 年 3 月に策定されました。

本計画は、計画の期間を平成 24 年度から平成 33 年度の 10 年間としており、各主体の役割を示すとともに、設定した 6 つの基本目標について、具体的にどのような行動をすべきかを検討し、市民・事業者・市の主体ごとの取り組み項目を設定しています。

(2) 第五次諏訪市総合計画（後期基本計画平成 29～令和 3 年度）（平成 29 年 2 月）

諏訪市では、平成 24 年 2 月に、平成 24 年度からの 10 年計画である「第五次諏訪市総合計画」を策定し、「自然の恵みと地域の活力が調和する やさしさとふれあいのまち 諏訪」を将来像として、まちづくりの基本目標を長期的かつ総合的な視野に立ち定めるとともに、計画に基づく着実な行財政運営を進めてきました。

平成 29 年 2 月には、後半 5 年間の計画となる後期基本計画を策定し、「未来に向かい鼓動する 高原湖畔都市 SUWA」を基本テーマとして掲げています。数十年先の未来を見据えて、今後取り組むべき必要なことについて優先順位を定めたまちづくりを推進するとともに、複雑多様化する行政課題に対し、特に重点的に取り組む政策・施策をパッケージ化する「重点プロジェクト」を設定しました。「諏訪市まち・ひと・しごと創生総合戦略」との整合を図るとともに、産業振興による地域経済活性化と雇用創出、若い世代の応援による少子化対策、市内外に諏訪市の魅力を発信するシティプロモーションの推進、地域力の向上による住民自らの地域づくり、公共施設それぞれのあり方の検討といった、新しい時代に向かい、必要となる施策を効果的に推進していきます。

本計画は、諏訪市の将来像を実現するための 7 つの基本目標及び 16 の基本政策からなる「基本構想」、基本構想を実現するために各分野において行う 39 の基本施策からなる「基本計画」、並びに具体的な事務事業を定める「実施計画」により構成されています。

4) 茅野市の計画・戦略・目標等

(1) 第2次茅野市環境基本計画（平成30年3月）

茅野市では、「茅野市環境にやさしいまちづくり条例」（平成11年3月30日茅野市条例第8号）に基づき、環境の保全と創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために、平成13年3月に「茅野市環境基本計画」を策定し、目指す環境都市像の実現に向けた取組を進めてきました。

第1次計画の目標年次が経過したことに伴い、これまでの計画に基づく取組の成果、課題を踏まえるとともに、本市を取り巻く環境問題に対応すべく現行計画を見直し、「第2次茅野市環境基本計画」が策定されました。計画期間は、2018年度から2027年度の10年間です。

本計画は、市の環境分野の施策を推進するための基本方針として、「第5次茅野市総合計画」の環境分野の基本計画に位置付けられ、また、地球温暖化問題に積極的に取り組むため、「茅野市減CO₂（げんこつ）計画（茅野市地球温暖化対策実行計画）」を包括した計画としています。

(2) 第5次茅野市総合計画 2018-2027（平成30年9月）

茅野市では、平成28年9月に「茅野市総合計画条例」（平成28年9月30日茅野市条例第20号）を制定し、市の目指すまちの将来像を「八ヶ岳の自然、人、技、歴史が織りなす やさしさと活力あるまち」とするとともに、条例に基づき、総合的かつ計画的な市政を推進するために、第5次茅野市総合計画が策定されました。計画期間は、2018年度を初年度とし、2027年度を目標年度とする10か年です。

本計画は、茅野市民プラン同様、茅野市市民憲章を基本理念とし、将来像の実現に向けて、基本計画の中で特に重点的に取り組んでいく5つの視点を「まちづくりの基本指針」として定めています。基本構想、基本計画ともに多くの市民や民間団体、事業者等の参画を得て策定しており、市民総参加による「みんなでつくる、みんなの茅野市」の考えを引き続き取り入れ、市民みんなの行動指針、行動目標として位置付けています。

5) 下諏訪町の計画・戦略・目標等

(1) 下諏訪町環境基本計画 第2次改訂版【2011-2020】(平成24年3月)

下諏訪町では、「下諏訪町環境基本条例」(平成13年12月21日下諏訪町条例第21号、最終改正：平成25年3月22日下諏訪町条例第1号)第7条に基づき、平成14年に「下諏訪町環境基本計画」を策定し、環境施策実施状況の集約と環境審議会への報告により、進行管理を行ってきました。現計画である「下諏訪町環境基本計画 第2次改訂版」は、計画策定から10年が経過したことから、様々な環境関連法律の制定や社会情勢の変化に対応した見直しを行い、平成24年3月に策定されました。

本計画は、計画の期間を平成23年度から平成32年度の10年間としており、住民、事業者、町(行政)の三者の役割を示すとともに、設定した5つの基本目標について個別目標を示し、個別目標ごとに取り組みの方向性と進めていくべき施策等について、実施時期、主体などを設定しています。

(2) 第7次下諏訪町総合計画(基本構想・前期基本計画)(平成28年4月)

下諏訪町では、平成18年度を初年度とし平成27年度を目標年次とする「下諏訪町総合計画 第6次改訂版」を策定し、「小さくてもきらりと光る美しいまち」を目指し、5つのまちづくりの基本理念を定め、さまざまな施策を展開してきました。現計画である「第7次下諏訪町総合計画」は、第6次総合計画策定から10年を経過し、計画期間が満了となることから、町を取り巻く現状と課題を改めて整理し、町民要望に応えるうえで必要となる施策を展開していくため、平成28年4月に策定されました。

本計画は、「小さくてもきらりと光る美しいまち」を目指し、6つのまちづくりの基本理念を定めるとともに、基本理念により下諏訪町のめざす将来像を明らかにし、将来像を実現するための基本方針となる「施策の大綱」を示す基本構想を定めています。また、基本構想を実現するための具体的指針である基本計画により、基本的施策を体系的に示しています(計画期間：平成28～32年度(前期)及び平成33～37年度(後期))。実施計画については、基本計画に示した施策を計画的かつ効果的に実施するための具体的事業計画であり、実施に関わる年次計画とその財源的裏付けを明らかにするものとしています(計画期間：3年間、毎年度ローリング方式により見直し)。

6) 行政事務組合の計画・戦略・目標等

(1) 湖周地域循環型社会形成推進地域計画（平成23年8月、最終変更：平成26年9月）

岡谷市、諏訪市及び下諏訪町で構成される湖周行政事務組合では、湖周地域において共同でごみ処理施設を整備し循環型社会の構築を図ることを目的として、平成17年3月に「廃棄物循環型社会基盤施設整備事業計画」を策定しています。本計画を補完するストックヤードやその他の廃棄物の資源化については、各市町の一般廃棄物処理施策に応じ個別に整備することとしており、本方向性に基づき、平成23年8月に「湖周地域循環型社会形成推進地域計画」を策定しています。

本計画は、計画期間を平成23年度から平成29年度までの7年間としており、事業系及び家庭系の一般廃棄物等の排出量、再生利用量、熱回収量、減量化量、最終処分量について具体的な数値目標を設定し、施策の内容について示しています。

(2) 諏訪南地域循環型社会形成推進地域計画（第3期）（平成28年12月）

茅野市、富士見町及び原村で構成される諏訪南行政事務組合では、雄大な八ヶ岳の西麓に位置し、蓼科高原、白樺湖、入笠山など豊かな自然環境に恵まれた地域であることから、自然と共生する循環型社会の形成を目指し、平成28年12月に「諏訪南地域循環型社会形成推進地域計画」を策定しています。

本計画は、計画期間を平成29年4月1日から平成34年3月31日までの5年間としており、事業系及び家庭系の一般廃棄物等の排出量、再生利用量、減量化量、最終処分量並びに生活排水処理について具体的な数値目標を設定し、施策の内容について示しています。